

東京都環境審議会運営要領

決定 平成6年11月30日

改正 平成12年4月1日

改正 平成14年12月25日

(目的)

第1 この要領は、東京都環境審議会規則(平成6年東京都規則第143号。以下「規則」という。)第9条の規定に基づき、東京都環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会への付議)

第2 会長が必要と認めたときは、東京都環境基本条例(平成6年東京都条例第92号)第25条第2項に規定する調査審議事項を規則第7条の規定に基づき設置した適当な部会に付議することができる。

(部会の運営)

第3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

3 部会長は、必要がある場合、関係者の出席を求めることができる。

(幹事)

第4 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 幹事は、審議会及び部会に出席し、委員の調査審議を補佐するものとする。

4 会長は、審議会及び部会の会議ごとに調査審議事項に関係のある幹事を招集する。

5 会長は、必要がある場合、前項で招集する幹事以外に、関係職員の出席を求めることができる。

(分科会)

第5 部会の審議を円滑にするため、部会長が必要と認めたときは、部会に分科会を設置できる。

2 分科会は、学識経験を有する委員、臨時委員、調査委員のうちから部会長が指名する者をもって組織する。

3 分科会は、部会長が招集する。

4 分科会に座長を置き、部会長が分科会に所属する学識経験を有する委員のうちから任命する。

5 座長は、必要がある場合、幹事及び関係者の出席を求めることができる。

(会議)

- 第 6 審議会、部会及び分科会の会議は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「公開条例」という。）第 7 条各号に掲げる非開示情報に係る案件を調査審議する場合にあっては、一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書に基づく非公開は、会長、部会長又は座長が、それぞれ審議会、部会及び分科会に諮って決定する。

(会議の傍聴)

- 第 7 会長、部会長又は座長は、必要があると認めるときは会議ごとに、あらかじめ報道関係者以外の者に交付する傍聴券の数を定めることができる。
- 2 傍聴券は、会議の当日受付で、報道関係者及び報道関係者以外の者の別に、それぞれ先着順に 1 人 1 枚を交付する。
- 3 審議会、部会又は分科会の会議を傍聴しようとする者が会議場に入室するときは、傍聴券を事務局職員に提示させるものとする。
- 4 会長、部会長又は座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に議事を妨害しないよう注意するなど必要な指示をし又は事務局職員に指示させることができる。
- 5 会長、部会長又は座長は、前項の指示をしたにもかかわらず、会議の運営が困難であると認めるときは、傍聴人を退室させることができる。

(議事録等)

- 第 8 審議会、部会及び分科会においては、会議ごとに議事録を作成することとする。
- 2 審議会、部会及び分科会の議事録は、公開とする。ただし、公開条例第 7 条の非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項の規定は、審議会、部会及び分科会の会議に係る審議資料について準用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 3 月 31 日以前に開催された審議会、部会及び分科会の議事録並びに審議資料については、東京都公文書の開示等に関する条例（昭和 59 年条例第 109 号）第 9 条第 6 号の規定に基づき非開示と扱おうと決定したものは、非公開とする。

附 則

この要領は、平成 14 年 12 月 25 日から施行する。

別表

知事本局	企画調整部長
財務局	建築保全部長
生活文化局	消費生活部長
都市整備局	都市づくり政策部長
	都市基盤部長
環境局	総務部長
健康局	総務部長
	地域保健部長
産業労働局	総務部長
	農林水産部長
建設局	企画担当部長
	道路建設部長
	河川部長
港湾局	総務部長
	港湾整備部長
水道局	浄水部長
下水道局	計画調整部長
流域下水道本部	技術部長